

枚方市建築基準法第 43 条第 2 項第 1 号の認定に関する判断基準

(目的)

第 1 この基準は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 43 条第 2 項第 1 号の規定による認定に関し必要な事項を定めることにより、法の適正な運用を図るとともに、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 法第 43 条第 2 項第 1 号の規定による認定は、その敷地が、「道路」に代えて将来にわたり安定的に利用することができる幅員 4 m 以上の道であり、次の各号のいずれかに該当するものに 2 m 以上接する建築物（大阪府建築基準法施行条例第 66 条の適用を受けるものを除く。）に適用する。

(1) 建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「規則」という。）第 10 条の 3 第 1 項第 1 号の規定に該当する道として定める次のイからハまでのいずれかに該当するもの

- イ 土地改良事業、農道整備事業による農道
- ロ 河川管理用の道
- ハ 国又は地方公共団体が管理する道
- ニ イからハまでに定める道以外の道であって市長が規則第 10 条の 3 第 1 項第 1 号に該当すると認めるもの

(2) 規則第 10 条の 3 第 1 項第 2 号の規定に該当する道で、平成 11 年 5 月 1 日時点において現に建築物が立ち並んでいるもの

(用途・規模)

第 3 認定に係る建築物の用途及び規模に関する基準は、規則第 10 条の 3 第 3 項に規定するもののほか、その敷地が接する第 2 各号の道を「道路」と読み替えて建築基準関係規定に適合することとする。

(土地所有者等による承諾等)

第 4 申請に際して、次の各号に掲げる道の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書面が作成されていること。

(1) 第 2 第 (1) 号に該当する道 道の通行等について施設管理者との協議が整っていることを示す書面

(2) 第 2 第 (2) 号に該当する道 規則第 10 条の 4 の 2 第 2 項に規定する者の承諾書

附則

(施行期日)

- この基準は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。
- この基準は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。